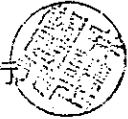


平成14年7月26日

金融庁長官
高木 祥吉 殿

石岡信用金庫

金融整理管財人 関 周行



金融整理管財人 渡辺 洋



「業務及び財産の状況等に関する報告」及び
「経営に関する計画」の提出について

当金庫の業務につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、誠に有難く厚くお礼申し上げます。

さて、預金保険法第80条の規程に基づき、標記について別紙の書類を提出いたします。

	頁
I. 業務及び財産の状況等に関する報告	1～6
1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1～2
(1) はじめに	1
(2) 経営破綻の原因	1
① 当金庫をとりまく経営環境と経営状況	1
② 経営破綻に至った経緯	1
③ 破綻に至った要因	2
(3) 管理を命ずる処分までの状況	2
① 資本の状況	2
② 自己資本回復の断念	2
2. 業務及び財産の状況について	3～5
(1) 与信業務	3
(2) 預金業務	3
(3) 投資等業務	3
① 投資有価証券	3
② 商品有価証券	4
(4) 固定資産等の状況	4
(5) 不良債権の状況	4
(6) 関連会社の状況	5
3. 事業譲渡等の見込みについて	5～6
(1) 基本方針	5
① 早期譲渡	5
② 優良な顧客基盤・資産の維持	5
③ 経費の削減	5
④ 地域金融機能の維持	5
⑤ 内部管理体制の整備	5
⑥ 責任追求体制の整備	5
(2) 具体的施策	6
(3) 事業譲渡の見込み	6

Ⅱ. 経営に関する計画.....	7～11
1. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針.....	7
(1) 円滑な事業譲渡の早期実施.....	7
(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持.....	7
(3) 公的費用の極小化.....	7
(4) 地域経済への配慮.....	7
(5) 内部管理体制の確立.....	7
(6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等.....	7
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針.....	8～9
(1) 基本運営方針.....	8
(2) 管財人会議・業務運営会議の設置.....	8
(3) 個別業務運営方針.....	8
①与信業務運営方針.....	8
②資金調達業務運営方針.....	9
③投資業務運営方針.....	9
④経費運営方針.....	9
⑤その他の業務運営方針.....	9
3. 事業譲渡等を円滑に行うため方策.....	10～11
(1) 経営責任の明確化.....	10
①旧経営陣の辞任等.....	10
②役員退職慰労金.....	10
(2) 経費の削減.....	10
①人員及び人件費の削減.....	10
②物件費の削減.....	10
(3) 店舗統廃合.....	11
(4) 保有資産の処分.....	11
(5) 内部管理体制の整備.....	11
(6) 関係会社の整理.....	11
(7) 不良債権の回収強化.....	11
4. 法令等の遵守.....	11
5. 預金保険法第83条に定められた措置を 効果的に実施するための体制整備等.....	11

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

(1) はじめに

当金庫は、平成14年3月1日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当金庫の財産をもって、債務を完済することができない」旨の申出を行いました。

これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下、「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告の求めに応じ、当金庫の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成14年3月1日に選任された金融整理管財人のもとで直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づき金融整理管財人のもと、現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、管理を命ずる処分を受ける状態に至った経緯・原因等につきましては、後日、より明らかにできるものと考えております。

(2) 経営破綻の原因

①金庫をとりまく経営環境と経営状況

当金庫は、明治42年5月、有限責任石岡信用組合として設立、昭和26年12月信用金庫法に基づき信用金庫に改組し、石岡信用金庫と改称いたしました。茨城県の県央を主な事業区域として、会員である中小零細事業者の金融の円滑化、地域経済の発展に貢献すべく事業展開を図ってまいりました。

昭和31年3月、最初の支店として小川支店を設置以来、県内に31店舗を配し、現在に至っております。

営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。営業地域での預貸金のシェアは4.9%を占めています。

②経営破綻に至った経緯

当金庫は地域金融機関として会員である地元中小企業の金融の円滑化、地域経済の発展と地域住民の豊かな生活の実現のため尽力してまいりました。しかしながらバブル崩壊後の厳しい金融経済環境の中、ここ数年は、物件費および人件費の削減に努力しながら有価証券等の処分による益出等を行い、不良債権の整理、回収の促進と償却を実施し資産内容の健全化に努めてまいりましたが、

経営体質の改善は進みませんでした。さらに、ここ数年はデフレの影響から経済状況はさらに悪化しております。

このような中、取引先の倒産、破産、債務超過、返済の長期化等により金庫の経営体質は悪化の一途をたどり、加えて地価の下落等による保全不足から債務超過は避けられない状況となりました。

③破綻に至った要因

当金庫の営業地区は、同業態金融機関との競争も厳しいことはさることながら、小口優良な融資先の確保が難しく、融資先は自ずと零細で業況不安定な先が多く、建設業、サービス業向けなど特定業種に偏った状況にありました。また、人材不足等による融資審査能力の未熟さや債権管理能力の不足に加え、これら業種の業況悪化、地価の下落を主因として発生した保全不足に対し、追加担保の設定等による保全額確保のための対応が不十分であったこと、および一部適正さを欠き実態と乖離していた不動産評価の修正を行ったことにより、多額の追加引当が必要となりました。さらに、最近の株式市況の著しい悪化により多額な有価証券含み損を抱えたことが破綻に至った主たる要因と考えます。

(3) 管理を命ずる処分までの状況

①資本の状況

当金庫は、近年、資産内容の悪化から多額の不良債権の処理を余儀なくされるなか、平成12年度決算は経常利益ベースで赤字に転落、当期損失も44億円となりました。このため、人件費を含めた経費の節減、預貸金利鞘の確保等に注力いたしましたが、長期にわたる景気低迷による取引先の倒産、破産、債務超過または返済の長期化等による業況悪化、地価の下落による保全不足、株式市況悪化により多額の有価証券含み損を抱えたことなどが影響し、平成13年12月末基準で自己査定を実施した結果、単体で69.0億円（連結70.3億円）の債務超過となり、自己資本比率は単体で▲4.90%（連結▲4.98%）となりました。

②自己資本回復の断念

当金庫のおかれた現状を見ますと、地域経済の景気回復や、株価の急速な回復等が見込めない状況下において、これを超える経営回復の具体策も見出せず、これ以上の存続は極めて困難が予想されます。

当金庫がこのような状態で業務を続けますと、預金者、融資先などの取引先に多大な不利益を与えるばかりでなく、地域の金融秩序を混乱に陥れることは避けられないと判断し、平成14年3月1日預金保険法第74条第5項に基づく申し出を行うに至りました。

2. 業務及び財産の状況について

(1) 与信業務

当金庫の与信業務については、主要営業地域である石岡市をはじめとする卸小売業、サービス業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：31店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	164,122	100.0	169,427	100.0	155,858	100.0	148,564	100.0	178,403	100.0
うち中小企業	103,932	63.3	111,701	65.9	99,117	63.6	93,660	63.0	123,818	69.4
うち個人	51,691	31.5	48,420	28.6	47,937	30.8	46,329	31.2	51,415	28.8
うちその他	8,497	5.2	9,305	5.5	8,804	5.6	8,574	5.8	3,170	1.8

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

(2) 預金業務

当金庫の預金業務では個人預金の比率が高く、主に中小企業やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：31店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	319,414	100.0	326,570	100.0	331,187	100.0	337,150	100.0	264,662	100.0
うち個人預金	279,651	87.5	283,646	86.9	286,848	86.6	293,641	87.1	198,964	75.2
うち法人預金	31,295	9.8	34,052	10.4	34,703	10.5	34,837	10.3	52,455	19.8
うちその他	8,466	2.7	8,871	2.7	9,634	2.9	8,671	2.6	13,241	5.0

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

(3) 投資等業務

①投資有価証券

投資有価証券につきましては、国債・地方債・社債を中心に運用を行ってまいりました。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価増減
投資有価証券	85,928	56,271	97,232	△1,396
国債・地方債	9,287	10,783	30,527	496
社債	73,771	42,194	50,923	580
株式	452	480	893	△2
その他	2,416	2,813	14,887	△2,470
貸付有価証券	—	—	—	—

②商品有価証券

当金庫は、商品有価証券は保有しておりません。

(4) 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況（平成13年3月末現在）>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	28	3,232	3,232	—	34	1,558	1,455
所有 不動産	4	126	126	—	1	7	6

(5) 不良債権の状況

当金庫の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		信金業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	743	0.48	622	0.42	2,438	1.25
延滞債権	24,025	15.40	21,599	14.54	10,699	5.48
3ヵ月以上延滞債権	556	0.36	128	0.09	234	0.12
貸出条件緩和債権	5,823	3.74	6,943	4.67	5,016	2.57
合 計	31,148	19.98	29,293	19.72	18,387	9.42

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

区 分	平成13年3月期		信金業界平均(平成13年3月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破産更生債権等	18,403	12.04	6,822	3.38
危険債権	15,438	10.10	7,796	3.86
要管理債権	5,549	3.63	4,693	2.32
正常債権	113,422	74.23	182,737	90.44
合 計	152,814	100.00	202,048	100.00

(6) 関係会社の状況

関係会社については、事業譲渡するまでに清算する方針であります。

会 社 名	主な業務内容
㈱いしきんリース	①総合リース業 ②ファイナンス業

3. 事業譲渡等の見込みについて

(1) 基本方針

①早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当金庫の事業価値の劣化防止に努めます。

②優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

③経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の削減を図ります。

④地域金融機能の維持

当金庫の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

⑤内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

⑥責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣の責任を明確にします。

(2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

(3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡につきましては、水戸信用金庫から事業を譲り受ける用意がある旨の申出があり、3月4日付で「事業譲渡に関する基本合意書」の締結・調印を行い、3月15日付で事業譲渡契約の締結・調印を終えました。

以 上